H26.12.9第３回財政運営ＷＧ資料

■保険財政共同安定化事業の見直し【案３】

改正内容

　①　保険財政共同安定化事業の拠出割合　⇒　現行どおり（変更なし）

・平成27年度以降、引き続き所得割25：被保険者割50：医療費実績割25とする。

|  |
| --- |
| 　都道府県化を見据えれば、理論上統一保険料率に近づくとされる所得割50％の導入が望ましいが、現時点では都道府県と市町村との役割分担や保険料の賦課決定のあり方等について、まだ明らかになっていない状況であること、また各保険者の保険料の賦課方式や賦課割合状況、収支の見込み方、累積赤字の状況、賦課限度額超過状況に差異があり、統一保険料率実現に向けた環境整備が現時点ではまだ十分ではないことなどから、拠出割合は現行どおりとするもの。 |

②　激変緩和措置

・対象医療費の１円化に伴う当該年度の影響額について、平成27年度以降下記の割合により６年間（注）実施する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H27 | H28 | （H29） | （H30） | （H31） | （H32） | （H33以降） |
| 割合 | 90％ | 75％ | 60% | 45％ | 30％ | 15% | なし |

・激変緩和措置の財源は、府特別調整交付金の２％分を活用する。

　　・現行の激変緩和措置は４年間（H23～H26）実施

|  |
| --- |
| 注）激変緩和措置の制度設計にあたっては、後期高齢者医療制度導入時の不均一保険料率の実施期間が最長６年であったことを参考に、６年間とする。ただし、保財共事業自体が都道府県化をもって廃止となることから、実質的に保険者に影響があるのは28年度までの２年間（又は29年度までの３年間）の激変緩和措置の措置状況となる。 |

　③　激変緩和措置の対象とする条件　⇒　現行どおり（変更なし）

・　保険料(税)率計算時において、保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金の収支差を考慮していること。

・　保険料(税)算定について、政令の基準の算定によらず、保険料(税)を据え置くなどしていないこと。

・　予定収納率のかい離が５ポイントを超えていないこと。

|  |
| --- |
| 保険者の保険財政運営状況によって激変緩和措置を受けられなくなることの影響が被保険者に直接及ぶことは適切でなく、可能な限り被保険者への影響を最小限とする観点から、激変緩和措置の交付条件は比較的緩い条件で措置し、できるだけ交付対象となるようにする。 |